

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2019年第10回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年10月25日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時45分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長職務代理 小川 利雄			
席 者	農業委員	( 出席人数：16人 )			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏		
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄		
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫		
	10	山崎 勇喜			
	( 欠席人数：3人 )				
	13	折原 みち子	15	小澤 治夫	
	19	齋藤 敏夫			
	事務局	( 出席人数：5人 )			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
市長部局	農地振興担当主事 加藤 祐一				
	( 出席人数：3人 )				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士 建設部公園緑地課主幹 宮澤 仁		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化 推進委員		新井 武、金重 一夫、濱野 國雄、長谷川 昇、横川 浩之、 田口 守			

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第5条（知事）：公開 議案第3号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第4号生産緑地法従事者証明：公開 議案第5号生産緑地の取得斡旋：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配布資料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td>小久保 静夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18</td> <td>市川 大倫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>川鍋 信一</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	17	小久保 静夫	18	市川 大倫	1	川鍋 信一
	議席番号	委員氏名							
	17	小久保 静夫							
	18	市川 大倫							
1	川鍋 信一								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">17</td> <td>小久保 静夫</td> </tr> </tbody> </table>	17	小久保 静夫							
17	小久保 静夫								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">18</td> <td>市川 大倫</td> </tr> </tbody> </table>	18	市川 大倫							
18	市川 大倫								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">1</td> <td>川鍋 信一</td> </tr> </tbody> </table>	1	川鍋 信一							
1	川鍋 信一								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第10回総会を開会いたします。本日は齋藤会長が欠席ですので、代わりに私が議長を務めます。また、本日は3名が欠席です。在任委員16名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会についてご報告いたします。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>(1) 基盤強化法第18条農用地利用集積計画案（利用権の設定）の決定について</p> <p>(2) 基盤強化法第18条農用地利用集積計画案（農地中間管理権の設定）の決定について</p> <p>(3) 農用地利用配分計画（案）に関する意見</p> <p>(4) 生産緑地の取得斡旋について</p> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案8件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案3件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件</p> <p>日程4 議案第4号「生産緑地法従事者証明」1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地の取得斡旋」1議案1件</p> <p>合計5議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号17番小久保静夫委員、18番市川大倫委員、1番川鍋信一委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号43番から50番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が8件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号43番、44番について、申請理由は、経営効率の上昇のためお互いの農地の交換です。申請番号43番について、案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号</p>

事務局	<p>44番について、申請理由は、申請番号43番の農地の交換です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号45番から47番については、譲受人が同一なため一括で説明いたします。昨年度の新規就農者です。申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は武蔵野市ですが、市内に居所があります。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁から5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号48番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号49番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。申請番号50番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号43番、44番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号43番について、令和元年10月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたが、申請人保有農地の一部について、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。そのため、事務局から代理人に指導したところ、草が刈り取られ</p>

推進委員	是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。次に、申請番号44番について、同日、農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から申請番号43番、44番について問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号45番から47番、49番について担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号45番から47番、49番について、令和元年10月10日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号48番について担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号48番について、令和元年10月3日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できましたが、申請人保有農地の一部について、小屋が建築され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号50番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号50番について、令和元年10月15日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号10番山崎勇喜委員より申

議長	請番号43番から50番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号43番から47番、49番、50番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。次に、申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地の一部について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかつたため、事務局から代理人に指導したところ、小屋が撤去され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号17番小久保です。申請番号48番について、譲受人は不動産業を営んでいますが、今後も開発せずに耕作するのでしょうか。
事務局	申請番号48番の申請理由は農業経営規模の拡大です。また、農業振興地域農用地区域にある農地のため、開発の制限があります。このため農地として利用すると考えます。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号43番から50番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号43番から50番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号、「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号64番から66番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が3件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。申請番号64番について、申請法人は、建築業を営んでいます。申請理由は、令和元年6月25日に許可

事務局

を受けた隣接地の貸倉庫の建築工事にあたり、現場事務所を設置するための一時転用です。一時転用期間は16カ月です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。詳細図はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、北西側道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号65番について、申請法人は、船舶・電気器具の製造・販売等を営んでいます。転用計画は、既存の工場が手狭な状況で生産性の効率化のための新工場の建築です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内に地下水槽及び敷地内浸透処理です。汚水は、公共下水に排水します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号66番について、申請法人は、飲食業等を営んでいましたが、新たに中古車業を行うため、中古車両の保管・管理のための資材置場の設置です。中古車取扱い業の免許については、現在申請中です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

議長

次に議席番号11番伊藤弘子委員より申請番号64番から66番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号64番、65番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。次に申請番号66番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により許可相当であると決しました。ただし、先ほどの事務局の説明のとおり、中古車取扱いの免許について、現在申請中のため、中古車取扱いの免許の取得を確認する旨、意見書に記載することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号66番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号66番と、64番、65番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 採決にはいります。申請番号64番、65番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第2号、「農地法第5条(知事)」申請番号64番、65番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号65番につきましても、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号66番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号66番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号25番から27番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が2件あったので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であ</p>



事務局	<p>ることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号25番は、引き続き農業経営を行っている旨の証明、申請番号26番、27番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明です。申請番号25番について、案内図は19頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。次に、申請番号26番、27番について、関連案件のため、一括で説明します。案内図は20頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を2名で共有で相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。新規申請です。申請者のうち一人が経営主で年間従事日数は150日です。他1名の年間従事日数は50日です。納税猶予に関する適格者の要件を満たしております。</p>
議長	<p>次に申請番号25番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号25番について、令和元年10月10日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に申請番号26番、27番について、担当地区の長谷川昇推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号26番、27番について、令和元年10月17日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号14番前島喜一委員より申請番号25番から27番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号25番から27番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問</p>

委員	題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号25番から27番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号25番から27番について証明書を発行することと決しました。次に、日程4議案第4号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号「生産緑地法従事者証明」について証明願が1件あったので、審議を求める。議案書の7頁をご覧ください。まず初めに、生産緑地について簡単にご説明します。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。一定の事由の1つ目が、指定から30年を経過したとき、2つ目が、主たる従事者が死亡したとき、3つ目が主たる従事者が故障等で農業に従事することができなくなった場合となります。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号5番について、第22号生産緑地地区の全部です。案内図は21頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請人は農業従事日数70日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和元年8月にされたことにより、この度の申請に至ったものです。
議長	次に申請番号5番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号5番について、令和元年10月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されて

推進委員	いることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号14番前島喜一委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号5番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「生産緑地法従事者証明」を原案のとおり決定しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地の取得斡旋」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「生産緑地の取得斡旋」について、審議を求めます。議案書の8頁をご覧ください。市長より生産緑地の取得斡旋の依頼がありましたので、令和元年9月の全員協議会において生産緑地の取得の斡旋について、委員の皆様へお願いしたところがございます。また、市公式ホームページへの掲載を行いました。本日までに委員による斡旋及び斡旋希望の問い合わせはありませんでした。よって、市長へ斡旋希望者なしとして回答してよいかご審議願います。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。申請番号3番について、斡旋希望者なしと回答いたします。次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」日程7報告第2号「農地法第4条（届出）について」日程8報告第3号「農地法第5条（届出）について」日程9報告第4号「農地法第18条（通知）について」日程10報告第5号「違反転用事案報告について」につきましても、議案書の9ページから19ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましても

議長	は、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。
	(なしの声あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第10回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時分から同会場で開催いたします。 閉会（午前10時55分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会長職務代理

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番